

東京高等裁判所 令和●●年(〇〇)第●●号 相続税更正処分等取消請求控訴事件
国側当事者・国(武蔵野税務署長)

令和3年7月14日棄却・上告・上告受理申立て

(第一審・東京地方裁判所、平成●●年(〇〇)第●●号、令和2年10月29日判決、本資料270号-114・順号13474)

判 決

控訴人	甲
控訴人	乙
控訴人	丙
控訴人	丁
控訴人	戊
上記5名訴訟代理人弁護士	嶋田 貴文 内田 哲也 棚橋 栄蔵 山田 文緒 木下 春喜
被控訴人	国
同代表者法務大臣	上川 陽子
処分行政庁	武蔵野税務署長 櫻井 元博
同指定代理人	江原 謙一 淵 政博 若狭 圭悟 北村 勝 小池 裕行 佐藤 千鶴

主 文

- 1 控訴人らの本件各控訴をいずれも棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人らの負担とする。

事実及び理由

第1 控訴の趣旨

- 1 処分行政庁が平成29年1月31日付けで控訴人乙に対してした被相続人Aの相続に係る相続税の更正処分のうち、課税価格7072万5000円及び納付税額2112万3700円を超える部分並びに重加算税賦課決定処分を取り消す。
- 2 処分行政庁が平成29年1月31日付けで控訴人丙に対してした被相続人Aの相続に係る相

続税の更正処分のうち、課税価格1億5253万円及び納付税額4224万7400円を超える部分並びに重加算税賦課決定処分を取り消す。

3 処分行政庁が平成29年1月31日付けで控訴人甲に対してした被相続人Aの相続に係る相続税の更正処分のうち、課税価格6億6326万7000円及び納付税額2億3903万4300円を超える部分並びに重加算税賦課決定処分を取り消す。

4 処分行政庁が平成29年1月31日付けで控訴人丁に対してした被相続人Aの相続に係る相続税の更正処分のうち、課税価格2億2880万3000円及び納付税額6689万1700円を超える部分並びに重加算税賦課決定処分を取り消す。

5 処分行政庁が平成29年1月31日付けで控訴人戊に対してした被相続人Aの相続に係る相続税の更正処分のうち、課税価格1億7382万8000円及び納付税額4928万8600円を超える部分並びに重加算税賦課決定処分を取り消す。

第2 事案の概要（以下、略称は原判決の例による。）

1 本件は、被相続人A（本件被相続人）の相続人である控訴人らが、処分行政庁から平成29年1月31日付けで本件被相続人の相続（本件相続）に係る相続税（本件相続税）の各更正処分（本件各更正処分）及び重加算税の各賦課決定処分（本件各賦課決定処分。本件各更正処分と併せて本件各更正処分等）を受けたことから、本件各更正処分のうちこれらに先立ってされた各減額更正処分における納付すべき税額を超える部分及び本件各賦課決定処分の取消しを求める事案である。

原審は、控訴人らの請求をいずれも棄却したところ、控訴人らが控訴を提起した。

2 関係法令の定め、前提事実、争点及び争点に関する当事者の主張は、原判決「事実及び理由」中の第2の1から5まで（引用している別紙及び別表を含む）に記載のとおりであるから、これを引用する。ただし、原判決を次のとおり補正する。

（1）原判決7頁8行目の「13日」を「17日」に改め、10行目の「移転した」の次に「（乙23）」を加える。

（2）原判決9頁19行目の末尾に「なお、控訴人らは、本件被相続人とBが本件売買契約を合意解除したことを前提に、本件相続に係る課税財産となるのは、本件売買契約に係る売買残代金請求権ではなく、本件土地であり、その評価額は9億2617万2414円であるとして申告を行ったところ、処分行政庁は、本件被相続人とBが本件売買契約を合意解除したとの申告は虚偽であり、本件相続に係る課税財産となるのは本件土地ではなく、19億7600万円の上記売買残代金請求権であるとして、平成29年1月31日付けで本件各更正処分等をした（乙2の1～5）。」を加える。

（3）原判決30頁3行目の末尾を改行して「さらに、本件土地は農地であるところ、農地については許可を受けなければ売買契約の効力は生じないから（農地法3条7項）、そもそも本件売買契約に基づく売買代金債権は発生していない。」を加える。

第3 当裁判所の判断

1 当裁判所も、控訴人の請求はいずれも理由がないものと判断する。その理由は、後記2のとおり原判決を補正するほかは、原判決「事実及び理由」中の「第3 当裁判所の判断」の1から6まで（引用している別紙を含む）に記載のとおりであるから、これを引用する。

2 原判決の補正

（1）原判決50頁2行目の「しかしながら、」の次に「本件売買契約等の一方当事者であるB

の担当者であるPは、本件被相続人の生前に本件売買契約について解除の申出はなかったと述べている（乙46）。また、」を加える。

- (2) 原判決50頁12行目の「本件確認B案」を「本件確認書B案」と改める。
- (3) 原判決51頁2行目の「事実を確認」から4行目の「ことから」までを「本件確認書B案においては本件売買契約等を「本日解除する」旨記載されていたのに、本件確認書においては本件相続が開始する以前に既に解除された旨の記載に修正されていることの説明として合理的なものであり、」と改める。
- (4) 原判決51頁21行目の「できない」の次に「（前述のとおり、Pも、本件被相続人の生前に本件売買契約について解除の申出はなかったと述べている（乙46）。）」を加える。
- (5) 原判決53頁12行目の末尾を改行して、次のとおり加える。

「なお、控訴人らは、本件土地は農地であり、農地法3条の許可を受けていないから、そもそも本件売買契約に係る売買代金請求権は発生していない旨主張している。しかし、農地法3条の許可を受けなければ農地の所有権は移転しないが（同条1、7項）、売買契約自体は有効に成立しているから、本件売買契約に基づく売買代金請求権は発生している。上記主張は失当である。」
- (6) 原判決54頁20行目の「本件」を削り、23行目の「改めて本件」の次に「土地を相続した」を加える。
- (7) 原判決58頁15行目の「売買契約等」を「協定」と改め、同行目から16行目にかけての「、契約とは直接関係のない原告らの個人的事情にすぎず」を削る。
- (8) 原判決59頁10行目の「なく、」から11行目末尾までを「ない。」と、12行目の「したがって」を「そうすると」と、それぞれ改める。
- (9) 原判決59頁13行目の「すること」の次に「は、処分行政庁が控訴人らに対して与えた公的見解の表示に反するとはいえないから、これ」を、「いえない」の次に「（最高裁判所昭和60年10月30日第三小法廷判決集民152号93頁参照）」を、それぞれ加える。
- (10) 原判決60頁8行目の「証拠」から61頁3行目の「以上によれば」までを、次のとおり改める。

「控訴人らはいずれも本件確認書（甲10）に署名押印しており、これを処分行政庁に提出するに先立ってその内容を確認していたことが認められる。また、本件被相続人により本件売買契約が解除されていたことにするかどうかは、これにより控訴人らが納付すべき相続税の金額が大きく異なり得る重要な事項であること、本件売買契約を解除するに至った主要な経緯については税務署からの質問等に備えて関係者間で認識を共有しておく必要が高く、Oとしても本件相続人らから了承を得ておく必要があること、控訴人戊は、税務調査を受けた際に、本件被相続人が亡くなる前に本件売買契約を解除したことになれば相続税が安くなるという説明がOからあった旨述べていること（乙9）に照らせば、控訴人らは、本件確認書に、本件売買契約が本件相続開始前に既に解除されている旨の記載があることを認識した上で、これを処分行政庁に提出したものと認めるのが相当である。

もっとも、控訴人戊は、本件訴訟においては、平成26年9月頃に本件被相続人が本件売買契約を解除していたとの説明を受けた旨供述し（甲16）、控訴人丙、控訴人丁、控訴人甲及びOもこれに沿う供述をしている（甲15、17、18、証人O、控訴人甲

本人、控訴人丙本人)。しかしながら、上記各供述はいずれも本件被相続人が生前に本件売買契約を解除していたとの事実を前提とするものであるところ、かかる事実を認めることができないことは前述のとおりであり、したがって、上記各供述を信用することはできない。

イ そして、実際には本件被相続人が本件売買契約を合意解除したとの事実がないにもかかわらず、Oが本件相続人らに対し、本件被相続人により本件売買契約が合意解除されたとの虚偽の説明をするとは考え難いことからすれば、」

(11) 原判決61頁8行目から9行目にかけての「、すなわち、本件相続に係る課税財産が本件土地であること」を削る。

(12) 原判決61頁12行目末尾を改行して「イ なお、本件事情説明書には、平成26年9月25日に行われたOとPとの話合いに控訴人甲が同席していた旨の記載があり、この記載が事実と反することは前述のとおりであるが、このこと自体は、国税通則法68条1項の「税額等の計算の基礎となるべき事実」には当たらないから、重加算税を賦課することの適否の判断を左右するものではない。」を加える。

(13) 原判決61頁13行目の冒頭から19行目の「上記ア」までを「(3) なお、仮に控訴人らが、上記(2)」と改める。

(14) 原判決62頁6行目の「ことから」を次のとおりに改める。

「。そして、納税者が税理士に納税申告の手続を委任した場合についていえば、納税者において当該税理士が隠ぺい偽装行為を行うこと若しくは行ったことを認識し、又は容易に認識することができ、法定申告期限までにその是正や過少申告防止の措置を講ずることができたにもかかわらず、納税者においてこれを防止せずに隠ぺい偽装行為が行われ、それに基づいて過少申告がされたときには、当該隠ぺい偽装行為を納税者本人の行為と同視することができ」

(15) 原判決62頁9行目冒頭から14行目末尾までを次のとおりに改める。

「本件相続税の申告については、本件相続人らの委任を受けたQ税理士が手続を行っているところ(甲2、3)、控訴人らは、本件被相続人が生前に本件売買契約を解除した旨の虚偽の事実が記載されている本件確認書の交付を受けていたのであるから、偽装行為が行われることを容易に認識することができたといえる。そして、控訴人らがQ税理士に対し当該偽装行為を阻止することができなかつたことをうかがわせる事情もないから、仮に控訴人らが上記(2)の偽装行為について認識していなかつたとしても、当該偽装行為を控訴人らの行為と同視することができるというべきであり、控訴人らに対して重加算税を賦課することは相当であると解される。」

第4 結論

以上によれば、控訴人らの請求はいずれも理由がないとした原判決は正当であり、控訴人らの本件各控訴はいずれも理由がないから、これらを棄却することとし、主文のとおり判決する。

東京高等裁判所第17民事部

裁判長裁判官 矢尾 渉

裁判官 田中 一隆

裁判官 中島 崇